破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４５９号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目２番10号　フラット85―105号
債務者　三坂　信政
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３４号
札幌市北区新川２条５丁目６番８号　ローヤルハイツ新川103号
債務者　山谷　幸一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３５号
札幌市東区北33条東15丁目４番25号　フォーシーズン１－２－Ｅ号
債務者　山谷　典子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５４号
札幌市豊平区西岡２条１丁目２番５号　宝ハイツ102号、申立時の住所北海道江別市豊幌美咲町49番地の13
債務者　佐々木尚人
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５５号
札幌市豊平区西岡２条１丁目２番５号　宝ハイツ102号、申立時の住所北海道江別市豊幌美咲町49番地の13
債務者　佐々木英恵
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２９号
北海道千歳市高台１丁目２番３号
債務者　目黒　由美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３３号
札幌市白石区栄通１丁目５－25　カラコルサッポロ201号室、住民票上の住所札幌市厚別区上野幌３条２丁目14番20号
債務者　引地　彩里
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５４号
札幌市厚別区厚別東５条８丁目１番１－105号
債務者　岸川　雅光
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８４号
札幌市清田区美しが丘１条８丁目５番12―103号
債務者　白澤　一彰
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８９号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番７号　第二エスビーハイツ202号
債務者　田中　政行
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９７号
札幌市東区北17条東９丁目１番10―302号
債務者　菊地　千尋
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０３号
札幌市南区澄川２条２丁目６番１―705号
債務者　吹浦　久美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１２号
札幌市北区北34条西６丁目２番３号　ノースヴィーナス103号
債務者　狩野　憲也
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１８号
札幌市中央区南５条東２丁目13番地１　セントポーリアＳＷＥＥＴ406号　寺田方、住民票上の住所札幌市清田区真栄５条２丁目９番17号
債務者　猪股ひとみ
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２４号
札幌市南区澄川１条２丁目４番39号　コーポふるた201号
債務者　草河　直木
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３８号
札幌市西区西野３条７丁目４番25号
債務者　髙橋　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部